

令和4年度 公益財団法人秋田県女性会館 第2回理事会議事録

1 日 時 令和4年7月5日(火)午後2時30分から4時まで

2 会 場 秋田県女性会館 第1実技研修室(アトリオン5階)

3 出席者 理事現在数10名 定足数6名

[理事出席者] 理事 高山万紀子 理事 鷲谷マツ 理事 安田英子 理事 今野謙 理事 山田京子 理事 小玉喜久子 理事 烏トキエ 理事 鈴木悠子 理事 庄内公子 (以上9名)

[監事出席者] 監事 小林 章 監事 川越よし子 (以上2名)

[理事欠席者] 理事 中川聖子 (以上1名)

4 議 題

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産(案)について

[報告事項]

① 令和4年度第1回評議員会の決議内容について

② 代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況について(公益財団法人秋田県女性会館の令和4年度事業の進捗状況等について)

③ その他

5 議事の経過の概要及びその結果

定款第35条の規定に基づき、高山万紀子代表理事が議長となり、議事に入った。

はじめに本理事会は、定款第36条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認の上、報告事項、決議事項の順番で協議に入った。

[報告事項]

① 令和4年度第1回評議員会の決議内容について

このことについて、代表理事から資料に基づき令和4年度第1回評議員会で「基本財産の取り崩し(案)」、「令和3年度事業報告」、「令和3年度財務諸表等(案)」が承認されたことが説明された。この後質疑が行われ出席理事全員に了承された。

② 代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況について(公益財団法人秋田県女性会館の令和4年度事業の進捗状況等について)

このことについて、資料に基づき代表理事、業務執行理事から説明が行われた後、質疑が行われ出席理事全員に了承された。

③ その他の報告は、無かった。

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産(案)について

第1号議案について、庄内業務執行理事から資料に基づき流動資産(財政調整資金)からの支出について説明が行われた後、協議が行われ出席理事全員一致で承認された。

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館収益事業の事業計画書(案)及び収支予算書(案)について

第2号議案については、高山代表理事から公益財団法人秋田県女性会館収益事業計画書(案)について説明が行われ、続いて庄内業務執行理事から公益財団法人秋田県女性会館収益事業収支予算書(案)について説明があり、その後質疑が行われ、今野

理事、中川理事、鷺谷理事から収益事業の実施に伴う事務手続、納税、公益目的事業の受講料収入の位置づけについて等の質問があった。

基本財産が 300 万円となった現在、法人の解散を回避するために、これまで公益目的事業一つに絞っていた事業体系に収益事業を追加して経営改善を図ることを再確認の上、秋田県公益認定等委員会に変更認定申請を提出することとした。

事業体系図は、令和 3 年度第 6 回理事会で決議されており、追加する収益事業は「サステイナブルな社会への変化に対応して豊かに生きることの価値を認識して行動し、男女共同参画の視座で SDGs 達成に寄与する事業」であるが、この事業は、定款第 4 条第 7 項に相当するもので、定款の変更を必要としないことを確認した。

税については、これまで免除されていた法人税・県民税の均等割の納税（納税額は 81,600 円と試算）が発生することが説明され、出席理事はこれを確認した。

議案協議の上、公益財団法人秋田県女性会館収益事業の「事業計画書（案）」及び「収支予算書（案）」が、出席理事全員一致で原案どおり決議された。この計画書と予算書をもとに、変更認定申請書類を作成することになる。

なお、業務執行理事から、収益事業が認定されても公益目的事業の講座受講料収入の重要さは変わるものではなく、講座運営を経営の第一に行うことは従前どおりであることが説明された後、経営改善対策として、諸物価高騰の影響もあることから今秋に生涯学習講座受講者の高熱水費・受講料の値上げを行うことが出席理事全員一致で決議された。

また、令和 4 年度公益財団法人秋田県女性会館収支予算書に計上した寄附金収入を確実に迅速に実現できるよう理事は共通認識することを申し合わせた。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した代表理事並びに監事は次のとおり署名押印する。

なお、軽易な文言の修正は、代表理事に委任する。

令和 4 年 8 月 5 日

公益財団法人秋田県女性会館

議長 代表理事 高山 万紀子

監 事 小林 亨

監 事 川越 よし子